

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1 本件建設工事に係る保険

(1) 建設工事保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	構成員の内、「建設業務」を主として行う企業
被保険者	事業者及びその全ての下請負（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに市を含む
保険の期間	工事着工予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする。（※）
てん補限度額	工事費
補償する損害	工事現場において不測かつ突発的な事故によって本工事の目的物等に生じた損害

（※）保険期間の対象について、始期当日の午前0 時より終期当日の24 時までとし、期間中、適切に保険付保がなされるようにすること。以降の保険内容についても同様とする。

(2) 請負業者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	構成員の内、建設業務を主として行う企業
被保険者	事業者及びその全ての下請負（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに市を含む
保険の期間	工事着工予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	対人：1 名当たり 1 億円以上、1 事故当たり 10 億円以上 対物：1 事故当たり 2,000 万円以上
補償する損害	本工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(3) 法定外労働災害保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	構成員の内、建設業務を主として行う企業
被保険者	本工事に従事する全ての労働者
保険の期間	工事着工予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	死亡ないし重度障害（障害等級第三級以上）の場合、1 名当たり 500 万円以上
補償する損害	本工事に従事する労働者の死亡ないし身体損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(4) 生産物賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）

保険の契約者	構成員の内、建設業務を主として行う企業
被保険者	事業者及びその全ての下請負（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）を含む
保険の期間	本施設の引渡日から 2 年間
てん補限度額	対人・対物共通で 2 億円／2 年間（期間通算）以上とする。
補償する損害	工事の完成引渡し後、工事目的物の契約不適合、欠陥に起因して派生した第三者（市及びその職員、指定管理者、維持管理者、作業員、施設利

	用者、催事主催者、店舗従業員、周辺住民等を含む。) に対する対人賠償損害（シックハウス症候群を含む。）及び対物賠償損害を担保する。
--	---

（５）建設業退職金共済制度にもとづく掛金収納書の提出

- ・ 建設業退職金共済制度（契約者は構成員の内、建設業務を主として行う企業とする。）にもとづく掛金収納書（契約者が発注者へ）を提出すること。
- ・ 共済証紙については、建設現場ごとの建設業退職金共済制度対象労働者及び就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとし、これを当該労働者の共済手帳に貼付する。なお、的確な把握ができない場合は、建設費（消費税及び地方消費税を含む）に対する率として次表を参考とする。

建設費（消費税及び地方消費税を含む）	率
5 億円以上	1.8/1,000

※上表は、労働者延べ就業予定数の 7 割が建設業退職金共済制度対象労働者（被共済者）であると仮定した数値のため、被共済者が労働者延べ就業予定数の 7 割とならない工事については、上表の数値に対象工事における労働者の建退共制度加入率（％）／70（％）を乗じて補正すること。

- ・ 掛金収納書（契約者が発注者へ）は「建設業退職金共済掛金収納書（計算書）」に貼付し、市へ提出すること。